

令和4年 中間市農業委員会総会（2月）議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日（木） 9時58分開始
10時15分閉会
2. 開催場所 中間・遠賀リサイクルプラザ 2階 会議室
3. 出席委員 7名
会長 柴田 功 1番 白橋 宏 2番 井上俊子
3番 牧野謙二 4番 日高誠司 5番 貞末 照
6番 花田正則
4. 推進委員 3名
田中久光 日高 靖 丸山政和
5. 傍聴者 0名
6. 事務局 4名
山本事務局長 小林課長補佐 坂本 熊井
7. 議事日程について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（転用）
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（利用権賃借）

柴田議長：皆さんおはようございます。定刻前ですけど、皆さんお揃いのようなので始めたいと思います。ただいまの出席委員は7名で、委員定数全員が出席しておりますので、令和4年2月の農業委員会は成立いたしました。ただちに会議を始めたいと思います。本日の日程はお手元の議案書の要領で行いますのでよろしくお願いいたします。それでは報告事項を議題といたします。報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届け出について（転用）」を議題といたします。提案理由の説明を事務局お願いします。

事務局：はい。資料1ページ目をお開きください。こちらは「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（転用）」につきましても、市街化区域内農地の所有権移転を伴う農地転用となっております。今回1件届け出がなされておりますのでご説明いたします。農地の所在地中間市大字上底井野字御座ノ瀬。面積278㎡。同じく大字上底井野字御座ノ瀬。面積806㎡。同じく大字上底井野字御座ノ瀬。面積1,011㎡。同じく大字上底井野字御座ノ瀬。面積175㎡。大字上底井野字熊山。面積767㎡。合計面積3,037㎡。譲渡人。住所中間市大字垣生。譲受人。住所中間市上蓮花寺1丁目。転用目的は、露天資材置場となっております。こちらの農地の位置図及び写真につきましては、2ページから4ページ目に載せておりますので、ご確認ください。また、資料4ページの位置図、写真を載せてありますとおり、熊山につきましては、地図上では搬入口がない状況となっておりますが、水路上部の土地も今回併せて購入しているため、鉄板をかけて通れるようにして搬入する予定になっております。説明は以上です。

柴田議長：はい。ただいま事務局からご説明がありましたけど、本件につきまして何かご質問、ご意見等はありませんでしょうか。ご意見がないようですので報告第1号を終わりたいと思います。次に、議決事項を議題といたします。
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（利用権貸借）」を議題といたします。それでは、提案理由のご説明を求めます。

事務局：はい。資料6ページ目をお開きください。こちらは「農地法第3条の規定による許可申請について（利用権貸借）」の申請となっております。今回2件となっておりますが、借受人が同じであるため、併せてご説明をさせていただきます。
また、今回の申請農地につきましては、農振農用地外区域、いわゆる白地のところになりますので、中間管理機構の活用ができないことから3条の申請となっております。それでは説明いたします。

1件目、農地の所在地中間市大字垣生字城丸。面積245㎡。権利種別3条使用貸借。貸付人。住所中間市大字垣生。借受人。住所中間市大字垣生。経営面積は、1,761aとなっております。

続いて2件目です。農地の所在地中間市大字垣生字城丸。面積250㎡。権利種別3条貸借。貸付人。住所遠賀郡岡垣町上高倉。借受人。同住所となっております。次に資料8ページ目をお開きください。農地法第3条の調査書となっております。ご説明いたします。

第2項第1号（全部効率利用）、借受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるので該当いたしません。

第2項第2号（農地所有適格化法人以外の法人）、借受人は個人であり法人ではないので適用いたしません。

第2項第3号（信託）、信託ではございませんので適用いたしません。

第2項第4号（農作業常時従事）、借受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、該当いたしません。

第2項第5号（下限面積）、借受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積である5,000㎡を超えておりますので該当いたしません。

第2項第6号（転貸禁止）、今回の許可制申請に係る農地は借受人の所有農地であり、転貸には当たらないため、該当いたしません。

第2項第7号（地域調和）、申請地では水稻の作付を行い、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。また、事務局坂本と地元農業委員である貞末委員、地元推進委員である田中委員で現地調査を行い、周辺農地の利用状況等を確認しておりますので該当いたしません。

資料9ページにつきましては、借受人と一緒に貸付人が変わりますが内容はすべて同じになりますので、省略させていただきます。

こちらの二つの農地の位置図及び写真につきましては、7ページに載せておりますのでご確認ください。

また、こちらの農地は、今まで別の方が円滑化支援事業で利用権を設定して耕作しておりましたが、今回高齢のため更新をされていませんので、借受人が申請されております。借受人は、砂山地区の担い手でもあり、今回申請された農地の三つ右隣の土地がある細長い農地で、こちらをすでに作付けしておられますので、今後の耕作にも支障はないものと判断しております。説明は以上です。

柴田議長：はい。ただいま事務局からご説明がありましたけど、本件につきまして何かご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。
意見がないようでしたら採決に移りたいと思います。本件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。全員賛成のため、原案通り承認いたします。これで議案2号を終わります。続きまして、「その他」を議題といたします。事務局ありませんか。

事務局：ありません。

柴田議長：ご意見が無いようですので、以上で「その他について」を終わります。
次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条により議長において、白石委員、井上委員を指名いたします。以上をもって全日程を終了致しましたので、本日の会議を閉会致します。どうもお疲れ様でした。

議事録署名委員

白石 崇

井上 俊子